

(様式 1)

受付番号	
受付日	

※事務局使用欄なので記載を要しない

令和 8 年度
福島県における
脱炭素×復興まちづくり実現
プロジェクト認証制度 応募申請書

(応募事業者名 (代表実施事業者))
(共同事業実施協力者名)

※赤字の注釈・記入例は、記載時には削除して使用してください。

※応募申請は、原則として文字サイズは 10.5 ポイント、英数字は半角を基本として、A 4 版で作成してください

※業務内容の概要図や地図・写真・図表等を用いる場合には、各記載欄に直接貼り付けるか、別添資料として添付してください。その際、どの項目の参考資料であるかが分かるよう、注釈や資料番号を付すようにしてください。

※各記載欄に字数制限はありません。

令和 8 年度 福島県における脱炭素×復興まちづくり実現 プロジェクト認証制度
応募申請書

1. 基本的事項

(字数制限のない欄に関しては、適宜記載欄を広げて使用してください。)

(1) 応募事業者 (代表実施事業者)

事業者名	株式会社 A		
法人番号	123456789		
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-3 ○○ビル		
担当者氏名	山田 一郎		
担当者所属・役職	事業開発本部 復興まちづくり推進室 係長		
E-mail	abc@co.jp	TEL	03-1234-5678
脱炭素技術等、復興、まちづくりに関する取組・業務の実績 (最大 5 件まで)			
取組・業務名	実施場所	実施時期	取組・業務内容
□□県□□市における EV カーシェアリングを活用した観光振興・脱炭素化実証事業	□□市	2023 年 4 月～2024 年 3 月	観光客向けの EV カーシェアリングサービスを導入し、公共交通空白地の移動課題解決と CO2 排出量削減効果を検証。
所属 WG	脱炭素×観光による地域振興 WG		

※応募事業者の情報を記載してください。

※事務局からの連絡は、本欄に記載された担当者に対して行いますので、応募内容等を熟知し、理解している者としてください。

(2) 共同事業実施協力者

事業者名	株式会社 B		
法人番号	987654321		
住所	〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田○-○ XX ビル		
担当者氏名	佐藤 一郎		
担当者所属・役職	事業開発本部 復興まちづくり推進室 係長		
E-mail	abc@co.jp	TEL	0240-12-3456
脱炭素技術等、復興、まちづくりに関する取組・業務の実績 (最大 5 件まで)			
取組・業務名	実施対象	実施期間	取組・業務内容
福島県△△町における地域マイクログリ	△△町	2023 年 4 月～2024 年 3 月	△△町の公共施設等を対象とした太陽光

ツド構築事業化調査 （令和○年度、△△ 町）			発電・蓄電池による エネルギー自給シス テムの導入可能性調 査、地域新電力設立 支援を実施。
所属 WG	脱炭素×観光による地域振興 WG		

※共同事業実施協力者の情報を記載。

※事務局からの連絡は、原則として、代表実施事業者を通じて行います。共同事業実施協力者が複数
 いる場合には、記載欄を追加してください。

2. 事業名称

B 施設を起点とした EV モビリティによる○町（※）周遊体験事業

※具体的な対象地域を前提としている場合は、事業名に対象地域を含めて下さい。

(別紙 1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、応募書類（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。